

新型コロナウイルス 感染症拡大防止協力金の 支給について

(令和3年1月22日現在)

赤穂商工会議所会報

兵庫県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、新型コロナウイルス感染症対策特別措置法に基づく県の要請に応じて、営業時間の短縮に協力いただいた事業者に協力金が支給されます。

〈対象者〉

兵庫県内で食品衛生法上の飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可を受けている飲食店・遊興施設等を運営していること。

※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要。

〈支給要件〉

通常午後8時以降も営業している対象施設が、営業時間を午前5時から午後8時まで（酒類の提供は午前11時から午後7時まで）に短縮していること。

〈要請期間〉

令和3年1月14日(木)～2月7日(日)【25日間】

〈支給額〉

一日あたり6万円/店舗×時短日数(最大150万円)

※協力開始日から2月7日(日)まで継続して要請に応じていただければ、時短営業をした日数に応じて支給されます。

※定休日は時短営業日数から除く。但し、コロナ禍で本来営業する日を休業とした場合は対象です。

〈支給時期・申請方法〉

令和3年2月8日以降に受付を開始予定。具体的な受付時期・申請方法は兵庫県HP等で周知申請に必要な書類や写真はあらかじめご準備ください。

〈お問合せ先〉

営業時間短縮・協力金コールセンター(TEL:078-362-1984、平日午前9時～午後5時)

発行日 2021. 2. 1
(第556号)

会員数(1月1日現在)
法人 411
個人 541
計 952

発行 赤穂市加里屋68-9
赤穂商工会議所
TEL 0791-43-2727

■申請に係る必要書類■

※あらかじめのご準備をお願いします

- ①申請書(1月下旬に様式公表予定)
- ②運転免許証等申請者本人確認書類の写し
- ③通帳の写し(表紙と見開き1ページ)
- ④確定申告書
又は税務署への開業届(法人の場合は法人設立届出書)の写し
- ⑤飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
- ⑥従来の営業時間が分かる書類
(店舗HP・ショップカード・パンフレットの写し・店内表示の写真など)
- ⑦時短営業告知文の店頭掲示
又は店舗HP掲載文書の写真又は写し
- ⑧屋号が確認できる店舗の外観及び内観写真
- ⑨感染防止対策宣言ポスターを店頭掲示していることが確認できる写真

みなさんお気軽にお越し下さい!
中小企業相談所

2月経営何でも相談会のご案内
【相談無料・秘密厳守】

日時	内容	相談員	会場
	労務・社会保険相談	社会保険 労務士	赤穂 商工会館 3F研修室
2/16 (火) 13時～ 16時	金融相談	日本政策 金融公庫 (国民生活 担当)	3F 小研修室
	パソコン相談	当所職員	
	新型コロナウイルスに関する経営相談	当所職員	1F相談室

・お申込・お問合せは赤穂商工会議所まで
(TEL 43-2727)

申告の準備はお早めに！

決算・消費税申告相談会のご案内

令和2年度の確定申告(決算・消費税申告)の時期となりました。所得税の申告期限は3月15日(月)、消費税の申告期限は3月31日(水)です。

★相談員
近畿税理士会相生支部税理士

★持参品

★決算申告相談の方

○決算書・申告書

(令和2年分・元年分控)

○各種控除証明書

(生命保険、地震保険、小規模企業共済など)

○各種帳簿、月別集計表

○社会保険

(国民年金(基金)、国民健康保険等)の支払保険料の証明書類

○医療費と住宅取得控除をされる方は関係書類

★日時
令和3年3月2日・3日
両日とも午前10時～午後4時

★場所
赤穂商工会館 3階小研修室

相談時間延長します！

確定申告・経営相談などお気軽にご相談下さい。
夜間経営相談会のお知らせ

当所では、下記日程において確定申告や事業資金のご融資など、経営全般にわたる夜間経営相談会を開催致します。ぜひ、この機会にご利用下さい。

日時 2月22日(月)および
2月25日(木)～3月12日(金)
※土・日曜、祝日除く
17:30～19:30

場所 赤穂商工会館
相談員 当所経営指導員等
相談内容 税務、金融、労務、経理、
経営相談全般

申込先 赤穂商工会議所
中小企業相談所まで
(TEL 43-2727)

○認印

(振替納税を希望される方は金融機関の届出印)

○計算機・筆記用具

○消費税申告相談の方

○消費税込申告書

(令和2年分・元年分控)

○令和2年分・30年分決算書
(白色申告の方は収支内訳書)

○各種帳簿 ○認印

(振替納税を希望される方は金融機関の届出印)

★消費税の申告が必要な方

①基準期間(平成30年分)の課税売上高が1,000万円を超える方

②基準期間(平成30年分)の課税売上高が1,000万円以下で、令和元年12月までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方

③①、②に該当しない場合で、特定期間(平成31年1月1日から令和元年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超える方。なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

★申込・お問い合わせ先
赤穂商工会議所
(TEL 43-2727) まで

赤穂商工会議所 お薦めメニュー

WEBセミナー

総務部の方必見！社員向けアンケートがとっても便利です。今回紹介するWEBセミナーは、手軽にアンケートを作成・集計ができるGoogleフォームを活用した電子アンケートです。PCやスマホを使って簡単に回答ができ、個別のデータは自動的に集計・グラフ化されます。さらに、データは表計算ソフトのエクセルに変換して思い通りの集計が可能です。(福井)

タイトル

[ビジネスでもプライベートでも使える Google 活用講座 アンケート作成編 (1)・(2)]

赤穂商工会議所のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<https://www2.memenet.or.jp/ako-cci/>



赤穂商工会議所のホームページから

← こちらのバナーをクリック！

ID : k1797

PW : 2727

カテゴリ一覧から▶パソコン研修 (72) をクリック



牡蠣のしぐれ煮ジュレ仕立て (赤穂市漁業協同組合)
1,200 円 (税込)



塩クッキー (赤穂のお菓子プリエール)
(左) 540 円、(右) 789 円 (いずれも税込)

牡蠣のしぐれ煮ジュレ仕立て
(赤穂市漁業協同組合)、塩クッ
キー(赤穂のお菓子プリエール)

が兵庫県、(公社) 兵庫県物産
協会による令和2年度「五つ星
ひょうご」に選定されました。

「五つ星ひょうご」に選定

赤穂市から2商品が

赤穂市漁業協同組合

しぐれ煮をジュレ仕立てにす
ることで牡蠣の旨みをジュレ
ソースに閉じ込めることが出来
ました。パッケージも高級感に
こだわり、お土産品として喜ば
れる一品となるよう工夫を凝ら
しました。

赤穂のお菓子プリエール

甘さと塩気のパランスや、口
の中でほろりとほぐれる食感の
中に感じる赤穂産の塩の粒感を
楽しんでもらえるよう工夫しま
した。赤穂のお土産として目
でも楽しんでもらえるよう陣太鼓
をイメージしたパッケージもあ
ります。



井上なつさん(左)と矢野先生(右)



霜野千空さん(左)と秋田先生(右)

珠算能力検定試験

1級合格おめでとうございます

令和2年10月25日に開催され
た第220回珠算能力検定試験
において、赤穂小学校5年生の
井上なつさん、尾崎小学校5年
生の霜野千空さんが、小学生で
見事1級に合格されました。
これまで一生懸命磨かれたそ
ろばん技術が発揮されました。
合格された井上さんには、矢
野そろばん塾の矢野先生より、
霜野さんには、秋田珠算学院の
秋田先生より赤穂珠算振興会表
彰状と記念品が伝達されました。
今後さらなる技術の向上を目
指し頑張ってください。

自然災害や感染症からあなたの会社やお店を守れますか?

BCP(事業継続計画)セミナー



日時 令和3年2月25日(木)
場所 赤穂商工会館 3階 大研修室
14:00~16:00
講師 ひらきプランニング㈱ 代表取締役
中小企業診断士・
上級リスクコンサルタント
平野 喜久 氏



内容
・今後直面する災害リスクは?
・自店のリスクはどこにあるか?
・防災対策だけではBCPにならない?
・BCP計画策定のポイント

参加料 無料
定員 20名

※定員に達し次第、受付を終了させていただきます。
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によつては、講座を中止とさせていただきます場合があります。

問合せ・申込みは 赤穂商工会議所まで
TEL 43-2727 FAX 45-2101

従業員とのトラブルを防ぐための就業規則づくり講座

日時 令和3年2月24日(水)
場所 赤穂商工会館 3階 大研修室
14:00~16:30
講師 わただい労務管理事務所 渡代 浩平 氏

内容
・なぜ就業規則が必要なのか
・就業規則の基本事項
・モデル就業規則の留意点
・トラブル対応
(求職・懲戒・試用期間など)

参加料 無料
定員 20名

※定員に達し次第、受付を終了させていただきます。
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、講座を中止とさせていただきます場合があります。

問合せ・申込みは 赤穂商工会議所まで
TEL 43-2727 FAX 45-2101

チラシ 同封サービスの ご案内



毎月1回、当所で発行している会報に貴社のチラシを同封して、約1,000の会員事業所へお届けします。

<サービス活用例>

自社PR・事業内容のご案内
 新商品・新サービスのご案内
 各種宴会プラン・イベント・セミナー・講座のご案内

基本料金

1回につき15,000円(税込)
 ※年6回・1年(12回)ご利用の場合割引あり

<お申込・お問合せ>

赤穂商工会議所 TEL: 43-2727

経済の持ち直しを祈念 令和3年新年交礼会を開催



感染対策を行い開催されました

1月4日、赤穂ロイヤルホテルにて当所をはじめ赤穂市・赤穂市議会・

赤穂市自治会連合会が主催する新年交礼会を開催した。
 コロナ禍のため、会場は間隔を空けた着席形式、また乾杯・飲食は行わない形態で、主催者である赤穂市長をはじめ当所からは正副会頭、会員事業所、企業の幹部、関係者約100名が参加した。
 行事内容として赤穂市長、赤穂市議会議長、衆議院議員をはじめとする来賓あいさつ、参加者互いに飛躍の年を誓いました。

手作り革製品の店

アルテ ダ アコウ

営業時間 10時～18時 定休日 月曜日
 山手町8-8 Tel: 43-3661

「手作り教室」生徒募集中!



有限会社 みなと保険企画

営業所 〒678-0243 兵庫県赤穂市若草町142番地1
 TEL 0791-42-2661 FAX 0791-42-2660

タクシーの赤穂ご用命は...



☎42-2088(代)

民間車検工場・各種自動車販売・整備・各種保険代理店

株式会社 金川工作所 ダイハツ赤穂

赤穂市加里屋29番地の8 TEL 0791-43-2515(代表)
 FAX 0791-43-4888
<http://www.kanagawa-works.jp> E-mail: info@kanagawa-works.jp

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの?

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が「病廃や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

契約者貸付けの利用が可能
 契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。

共済金の受給権は差押禁止
 共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外に差押禁止債権として保護されます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
 詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

小規模共済 検索

加入・掛金のご質問は
 こちらをクリック
 24時間いつでも
 チャットで質問可能です
 小規模企業共済



Be a Great Small.
 中小機構